

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は総務省の推計によると、平成29年10月1日現在、1億2,672万人となっており、そのうち65歳以上は3,515万人を占め、高齢化率は27.7%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

本町においても、平成29年10月1日現在の総人口(住民基本台帳登録者数)が7,311人、65歳以上が2,550人、高齢化率が34.9%と、高齢者が3人に1人を上回る人口構成となっています。更に、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によると、平成37年(2025年)では総人口が6,228人、65歳以上が2,441人、高齢化率は39.2%と推計されています。

平成37年(2025年)には絶対数の多い団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、今後さらに様々な支援を必要とする高齢者が増加することが考えられます。

本町では、「安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現」を基本理念とし、その実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築、健康づくりや介護予防の推進、地域支え合い推進員や協議体の設置による生活支援サービスを実施してきました。

しかし、高齢化等に伴う要介護者の増加、家族構成や高齢者の生活様式の変化等に伴う介護サービスの利用増加、それに伴う介護給付費の増加と介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の確保、認知症対策等、様々な課題が顕在化してきています。

こうした中、この度の介護保険制度の改正は、高齢者の自立支援・重度化防止にむけた機能強化の推進、地域共生社会の推進、医療計画等との整合性の確保、介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けられるようなサービス基盤の整備が基本指針とされています。

飯豊町地域福祉計画でも示しているように、多様な担い手がそれぞれの特性を生かした役割分担の下に、自助(自分の責任で自分自身が行う)、共助(地域の中で住民同士が助け合う)、互助(身近な人間関係の中で助け合う)、公助(公的機関が行う)が適切に連携し、課題解決に向けて努力していくことが重要です。

この度の計画策定に当たっては、前計画の基本理念をさらに推進し、『安心して生き生きと暮らせる地域共生社会の実現』として、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護保険制度改正を踏まえ、平成37年(2025年)までの中長期的視野に立ちながら、高齢者保健福祉施策及び介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方とし、目指すべき取り組み等の見直しを行うものです。

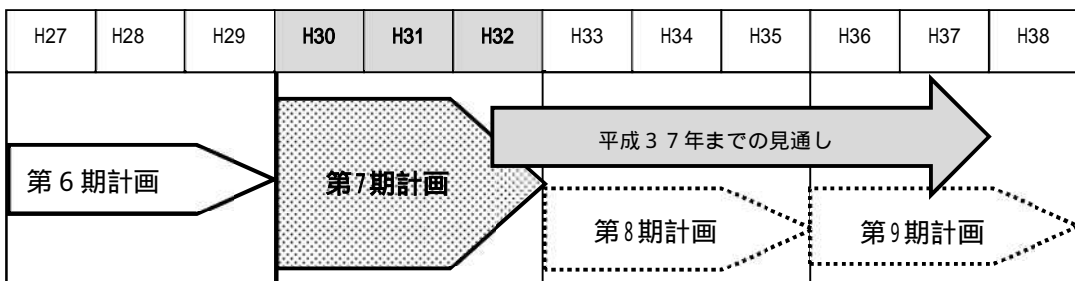
第2 法令等の根拠

飯豊町高齢者保健福祉計画及び第7期飯豊町介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき3年1期として策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

第3 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

策定に当たっては、介護保険制度の改正に加え、団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者が急速に増加すると予想される平成37年(2025年)までの間に、地域の実情に応じた地域包括システムを深化・推進することが必要とされています。その目標達成のため、第7期計画において実施すべき内容を具体的に明らかにし、計画の円滑な実施のための策定が必要となります。



第4 計画策定体制

(1) 飯豊町介護保険運営協議会の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、社会福祉関係者、介護保険事業者、介護保険被保険者からなる「飯豊町介護保険運営協議会」において審議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画に被保険者の意見を反映するため、65歳以上の高齢者を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

第5 計画策定後の進行管理

計画の実施状況については、「飯豊町介護保険運営協議会」や「飯豊町地域包括支援センター運営協議会」などの場で、サービス必要量や供給量などの目標値と実績値を対比して、計画の達成状況を点検し、この結果を分析、評価する中で課題を明らかにしながら対策を行います。